フランス

(参考文献) (注で記したものは除く)

・草野厚「同性愛者の政治的影響カー行動の態様とカ の源泉-」久保文明・草野厚・大沢秀介編『現代アメ リカ政治の変容』勁草書房1999 pp.206-238. · National Journal, July 5. 2003. pp.2177-2178.

(みやた ともゆき・海外立法情報課非常勤調 査員)

【短信:フランス】

「国内治安のための法律」 一犯罪者の DNA 情報蓄積から国旗・国歌侮辱罪まで一

門彬

1 新政権の発足と治安対策

2002年春に行われた大統領選挙とそれに続く 総選挙において、最大の争点が、近年悪化の一 途をたどっていた国内の治安問題であった。

1981年から2001年までの20年間に、犯罪件数が40%増加し、年々凶悪化している上、犯罪者の低年齢化が大きな社会問題となっていた。特にジョスパン左派連立内閣下にあった1997年から2001年までの5年間は、犯罪件数が年平均16%の勢いで増加した。

左派政権は、人権尊重を全面に押し出す政策をとった結果、女性の権利の向上、労働者の保護(反リストラ法)や権利の拡張(週35時間労働制の導入)等で大きな成果を上げた。しかし、他方で「無罪推定法」を成立させ、犯罪の容疑者の人権も尊重された結果、一旦捕捉された容疑者が簡単に釈放されて再び犯罪を重ねる例が後を絶たなかった。2001年には、多くの警察官が犯罪者の凶弾に倒れ、殉職する事件が多発して、秋には全国各地で警察官の大規模な抗議デモまで起きている。

2002年5月5日、大統領選に勝利したシラク 大統領は、翌日ジャン=ピエール・ラファラン 氏を首相に任命し、7日ラファラン内閣が発足 した。当初、ラファラン内閣は、翌月に予定されている総選挙の結果が出るまでの暫定内閣と 見られていたが、新内閣は、悪化の一途をたど る治安対策にいち早く着手した。

5月15日、政府は、「共和国の権威の回復、国 民の安寧を図る |ため、国内治安評議会(Conseil de sécurité intérieure:CSI) を創設するデクレ (政令)を公布した。同評議会は、国防評議会 を模したもので、大統領が主宰し、常任のメン バーは、首相、内務・治安・地方の自由相(以 下、「内相」とする。)、法務相、国防相、経済・ 財政・産業相、予算担当相、海外県・海外領土 担当相、評議会事務局長(元パリ警視総監を任 命)で構成される。その主たる任務は、①治安 に対する方針及び優先課題を設定し、国内治安 政策の推進を保障すること、②各省庁間の政策 の一貫性を監督し、調整を図ること、③これら の政策の評価を行うこと、④特に、今後の治安 対策諸法を通じて必要な手段を十全に確保する こと、である。

同じ15日、政府は、国家警察と国家憲兵隊との最善の連携・協力を図るべく、本来は国防相に属する国家憲兵隊の業務の責任を内相が負うデクレを公布した。さらに、5月17日、内相が通達(circulaire)を発し、地域協力組織

(Groupements d'intervention régionaux: GIR) を立ち上げた。GIR は国家警察、国家憲兵隊、税関官吏及び国庫財務官吏の互いの連携・協力体制を築き、多様化し、広域化する犯罪に的確に対処することを目的としている。

ラファラン首相は、特にパリ首都圏の公共輸送分野において、保安要員を大幅に増員し、この業務をパリ警視総監の指揮下におくことを決めた。また、前年9月の米国における同時多発テロを受け、前政権が実施していた「テロに対する警戒強化作戦」(Plan Vigipirate renforce)を当分の間延長することを決定した。

2 国内治安に関する指針及び計画法

2002年6月16日に行われた総選挙の決選投票でシラク大統領を支持する保守派は地滑り的な勝利を果たし、ラファラン首相の続投が決まった。政府は、二つの大きな国政選挙で生じた政治の空白を埋めるべく、約1か月の予定で7月2日に臨時国会を召集した。

7月3日、ラファラン首相は国会で90分にわたる一般施政方針演説を行ったが、その冒頭で、治安の悪化について「自由の根元は安全にある。治安の悪化は、われわれ国民のモラルを蝕み、共和国の諸制度の信頼を失墜させ、共和制の協約を衰退させる。国家の統合を脅かすことになろう。」と述べ、治安回復に強い姿勢で臨む決意を表明した。

この臨時国会に5本の政府法案が提出された

が、そのうちの1本がニコラ・サルコジ内相が 準備した「国内治安に関する指針及び計画法案」 (Projet de loi d'orientation et de programmation sur la sécuirté intérieure) である。法 案はわずか 6条からなる短いものである。しか し、第1条には国内治安についての新組織と戦 略を詳述した長文の第一添付書が、第2条には、 向こう5年間に国家警察及び国家憲兵隊に対す る財政措置を詳述した第二添付書が付されてい る。法案の概略は以下のとおりである。

第1条 治安政策についての報告書(第一添 付書)

- ・国内治安評議会(前述 CSI) をはじめ、治安 政策に関わる全国的な新たな制度の構築
- ・犯罪予防のための県、市町村単位の会議、 地域協力組織(前述 GIR)の活用
- ・警察及び憲兵隊の再展開、両者の垣根を越 えた協力体制の構築
- ・警察行政の近代化、欧州各国との協力及び 国際協力の展開
- ・司法警察の強化
- 第2条 人員及び装備の計画(第二添付書) 2003-2007年度の5年間に56億ユーロ(約7,300億円)を投入して、国家警察、国家憲 兵隊を総計1万3,500人増員し、治安部隊の 強化を図る。

第3条 警察署及び憲兵隊兵舎の整備、刷新 第4条 警察官及び憲兵隊員の退職

第5条 この法律の適用結果に関する年次報 告の提出

第6条 海外県・領土へのこの法律の適用

この法案は、7月16日から下院において審議に入り、18日に可決された。上院においては7月30日、31日の両日に審議されて可決され、「国内治安のための指針及び計画に関する2002年8月29日の法律第2002-1094号」として成立した。この法律は、次に述べる新たな国内治安対策法と区別するために、しばしば略されてLOPSIと呼ばれている。

3 新たな「国内治安のための法案」の提出

サルコジ内相は、臨時国会中の7月10日、フィガロ紙とのインタビューに応じ、フランスにおける犯罪の実情、イスラム組織の現状、不法移民の問題、さらには治安対策の分野での地方分

権化の推進などを忌憚なく語り、秋の通常国会には、LOPSIの延長上に、これを具体的な形で補完する新たな治安対策法案を準備していると述べた。その言葉どおり、内相は、2002年10月23日の定例閣議に新たな「国内治安のための法案」(Projet de loi pour la sécuirté intérieure)を提出し、国会上程が了承された。同法(案)は、政府内でも、先のLOPSIと区別してLPSIと略して呼ばれるが、一般には内相の名を冠してサルコジ法(案)と呼ばれることが多い。

サルコジ内相が閣議で示した同法案の主旨は、①犯罪者の捜査及び同定において、国家警察及び国家憲兵隊等の治安活動の効率改善を図ること、②新たな類型の犯罪並びに重大な損害及び不正の原因を抑制するべく、現行法を実情に即して改正すること、③治安の回復に寄与する公職にある者の権限、職能を強化し、併せてこうした公職に従事する者とその家族の最善の保護を保障すること、の3点である。

同法案は全6章57条からなるが、6章の章立 ては以下のとおりである。ただし、章立てに関 する限り、原案と最終的に成立した法律との間 には大きな違いはないので、ここでは成立した 法律の各章名を紹介することとする。括弧内は 筆者が補足した簡単な概要である。

第1章 国内治安部隊並びに人及び財産に関 する規定

(国家警察及び国家憲兵隊の業務の効率化 並びに新たな形態の犯罪に対処する手段 をこれらの国内治安部隊に付与する。)

第2章 銃器及び弾薬に関する規定

(銃器・弾薬の取得、保持に対して、より 厳しく規制する権限を各行政庁に付与す る。)

第3章 市町村長、市町村警察及び田園監 視員に関する規定

(犯罪に対する地方公共団体及び市町村警

察の権限を強化する。)

第4章 民間による安全活動に関する規定 (民間警備会社などの活動をより透明に し、健全なものとする。)

第5章 雑規定

(国内の安全に従事する公職にある者、すなわち議員、警察官、憲兵隊員、消防士、公共輸送の運転手等に対して、これらの家族を含め、最善の保護を保障する。)

第6章 海外領土における規定 (海外領土への同法の適用条件を定める。)

4 上下両院での審議

同法案は2002年11月に上院で先議され、次いで12月中旬から下院で審議されている。

サルコジ内相は、上下両院の本会議の冒頭で、 同法案の主旨説明の演説を行ったが、上院においては殆ど法案の概要説明に終始した。しかし 下院での演説では、法案の概要説明に入る前に、 フランスにおける犯罪の現状と治安回復の必要 性、治安に対する国家の姿勢等々について詳し い演説を行っている。

下院での演説において、まず、サルコジ内相 は、2002年5月、内相自身が就任して以来、犯 罪撲滅のために様々な治安対策を躊躇すること なく講じてきた結果、同年12月末までの8か月 間に、国全体として犯罪の発生件数が減少して いること、特に街頭における犯罪が4.55%減り、 事件の解決率も8.3%向上していることを強調 した。しかし、同相は、フランス全体でなお年 間410万件を越える犯罪が発生している現状を 見過すわけにはいかないと述べ、現実を直視す ることを議員たちに要求した。また、犯罪者に ついては多くが語られるが、犠牲者については 充分な論議がなされていないことにも言及し た。前年末に行われた上院での審議の過程で、 野党側から同法案は「警察国家」を目指すもの であるという激しい批判を浴びたことに応え

て、同相は、「政府の目的とするところは、道徳的秩序を打ち立てることにあるのではなく、公共の秩序を保障することにある」と言明し、前政権が、治安に関しては、犯罪を減少させるために、失業率低下に主眼を置き、経済成長に頼るだけであったとその無策振りを批判し、次のような強硬姿勢を披露した。

「制裁、抑圧、懲罰を恐れる必要はない。必要な場合、国家がこれらの手段を用いるのは義務である。(中略)危険は犯罪者がもたらすのであって、治安部隊から生じるのではない。(中略)法の尊重は交渉事ではなく、法は尊重されるべきものである。法の適用のために対話をするのではなく、法を適用してから対話を始めるのである。」

先議した上院は、同法案を2002年10月30日から法務委員会で審議した後、2002年11月13日から19日まで本会議での審議に付した。法案は、19日、大幅な修正が施された後、202対107(投票総数320)で可決され、直ちに下院に送付された。下院においては、12月18日から法務委員会で審議された後、年が明けた2003年1月23日から本会議での審議に入り、1月28日、上院とは異なる法文が381対164(投票総数549)で修正可決された。

上院においては、政府原案に対して修正条項が与野党から293件提出され、うち100件が採択された。下院においても、修正条項が528件提出され、うち220件が採択された。このために上下両院で可決された法文が大きく異なった。

同法案には首相の「緊急宣言」が付されていたため、憲法第45条第2項に基づき、2月4日、 両院同数合同委員会が開催され、上下両院の妥協案が作成されることになった。

前述のように、上下両院の与野党から出され、 採択された修正条項は総計320件にものぼる。こ れらの中には、政府原案に全くなかった新たな 条文も多く含まれていた。下院での審議を例に とると、上院から送付された法文のうち、22条 を無修正のまま採択したが、1条を削り、新た な条文を含めて71条もの修正条文を加えた。こ のため両院同数合同委員会では、同一法文を作 成するため、双方の条文の整理、調整が図られ た。激論の末、野党議員(左派)が退席する場 面もあったと伝えられている。委員会で最終的 に採択された妥協案は、政府原案の57条から実 に147条にまで膨れ上がっていた。この妥協案に ついて、下院においては2月12日、上院におい ては翌2月13日に本会議が開かれ、審議の結果、 両院とも同案を可決した。パトリック・ドヴェ ルジャン地方の自由担当相は、上院本会議にお いて、政府原案が57条であったにも関わらず、 最終的に全147条になったことについて、「国会 と政府はこの国内治安法の真の共著者である」 と述べた。

しかし、社会党は、147条のうち十数条が憲法に抵触するとして、憲法院に対し、違憲の提訴を行った。憲法院は、3月13日、この法律を合憲と認める裁決を下した。この結果、同法は大統領の審署を得て、「国内治安のための2003年3月18日の法律第2003-239号」として成立した。

サルコジ内相は、国会での審議において、この法律(LPSI)について、一定期間を経てから評価を行い、報告書を国会に提出すると約束した。その際、不都合があれば直ちに改正する用意があると言明した。

5 法律の主な内容

147条にのぼる膨大な法律(官報の29ページを 占める) は、刑法及び刑事訴訟法を中心に多岐 にわたる改正法である。ここでは紙幅の関係で、 マスメディアなどで話題を呼んだいくつかの条 項の概要のみを、背景を交えて順不同で紹介す る。

【警察等の捜査手段の強化】

警察及び憲兵隊は、各々が管理する情報ファイルに、捜査において「重大かつ整合性のある情況証拠又は要件」をもつ容疑者の記名情報(information nominative)を入力することができる。また、警察及び憲兵隊が相互に相手のシステムにアクセスすることを可能とする。その他の行政庁は、外国人の滞在許可申請、フランス国籍取得申請並びに防衛及び治安分野に職員を採用する場合等において、これらの情報ファイルを参照できる。

【遺伝子情報ファイル】

DNA 鑑定による全国的な遺伝子情報ファイルの収録範囲を拡大する。

フランスには婦女暴行犯等の遺伝子情報がわずか1200件しかない。他方、性犯罪は、過去20年間に342%増という激増ぶりである。国会でのサルコジ内相の演説によれば、イギリスでは、170万件もの犯罪者のDNA情報が蓄積されており、事件解決に大きな役割を果たしている。フランスでは、当面60万件の蓄積を目指す。収録範囲も人及び財物に対する暴力行為、脅迫行為、麻薬犯罪、物乞い(後述)、売春斡旋等々、すべての犯罪実行者に適用する。該当者が遺伝子採取を拒否した場合には、6か月の拘禁刑及び7500ユーロ(約100万円)の罰金刑が加重刑として科される。

【黙秘権】

司法警察官には、事件の捜査段階で留置した被疑者に対し、黙秘権のあることを告知する義務が課されない。左派からは、前述の「無罪推定法」の骨抜きであるとの批判が出た。

【性病検査】

婦女暴行などの性的犯罪について、被害者から請求があった場合には、司法警察は、捜査段

階で、重大かつ整合性のある情況証拠があるときは、被疑者に対して、医療診断及び血液検査を受けさせ、性病の検査及び HIV 検査を行うことができる。被疑者が検査を拒否した場合には、捜査の対象となった犯罪に対する刑とは別に、加重刑として1年の拘禁刑及び1万5000ユーロ(約200万円)の罰金が科せられる。

【テロ対策法の延長】

9.11同時多発テロ後の2001年11月、ジョスパン前政権下で制定された「日常生活の安全に関する法律」のうち、テロ対策に関する諸規定は2003年末までの2年間の時限立法であったが、これを2005年末まで延長する。

【車両の捜索】

捜査令状なしの車両捜索は、これまでテロ対策、麻薬取締り、武器・爆発物の運搬に限られていたが、その範囲が広げられた。国家警察官及び憲兵隊員は、一定の条件下においては、一般の窃盗及び隠匿容疑等の捜査においても令状なしで車両捜索を行うことができることとした。

【銃器・弾薬の取得及び保持】

狩猟免許又は射撃スポーツのライセンス保持者以外の者は、銃器・弾薬の取得及び保持はできない。取得にあたっては、申請者が身体的及び精神的に正常であることを証明する医師の診断書を提出しなければならない。申請の受理に携わる者は、申請者について、この法律で定める前述の記名情報ファイルを参照することができる。

【公職者への侮辱及び脅迫】

議員、司法官、弁護士、警察官、憲兵隊員、 監獄の看守及び消防隊員等の公職者並びにその 家族に対する侮辱又は脅迫行為には、2年の拘 禁刑及び3万ユーロ(約400万円)の罰金が科せられる。死の脅迫を伴う場合には、5年の拘禁 刑及び7万5000ユーロ(約1000万円)の罰金が 科せられる。

【国旗及び国歌への侮辱罪】

公衆の面前において共和国の国旗(三色旗) 及び国歌(ラ・マルセイエーズ)に対して行う 侮辱行為には7500ユーロ(約100万円)の罰金刑 が科せられる。集会において同じ行為を行った 場合には、加重刑として6か月の拘禁刑が科せられる。

2002年5月、大統領選に勝利した直後、シラク大統領がフランス・カップの決勝戦に赴いた時、フランス本国からの独立に揺れるコルシカのバスティア・チームのサポーターが競技場でこうした行為を行い、大統領は激怒して退場したと報じられた。今回、与党がこの国旗及び国歌侮辱罪をこの法律に盛り込む提案を行ったが、この条項に関しては、野党社会党も賛同したと伝えられ、逐条審議において、両院ともほぼ全会一致で採択した。

【人身取引】

人身取引は、報酬等と引き換えに人を探し、 第三者の自由下に当該人を置き、人の尊厳と相 容れない労働条件若しくは宿泊条件を強いて売 春、物乞いその他の犯罪を行わせ、又は直接当 該人に性的暴力等を加える行為をいう。こうし た行為を行った者には、7年の拘禁刑及び15万 ユーロ(約2000万円)の罰金が科せられる。対 象が未成年者、障害者等の社会的弱者である場 合には、10年の拘禁刑及び150万ユーロ(約2億 円)の罰金が科せられる。さらに、この違法行 為が組織的な団体によって実行された場合に は、20年の拘禁刑及び300万ユーロ(約4億円) の罰金が科せられる。

フランスは、2000年11月15日に国連総会で採

択された「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」にいち早く署名した。2002年夏の臨時国会で、同条約及び付属の「人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑制し及び処罰するための議定書」を批准した。上述の人身取引に関する規定は、2002年11月の上院の審議において、サルコジ法案の中に修正案として挿入されたものである。

【売春の規制】

積極的であると、消極的であるとを問わず、 報酬の見返りとして性的関係を勧誘する行為 (客引き)は、2か月の拘禁刑及び3750ユーロ (約50万円)の罰金が科せられる。

消極的な勧誘の程度が問題となったが、それ と分かる華美な服装で街頭に立つことも含むと され、実質的な売春禁止法である。顧客に対す る罰則も審議されたが、今回は見送られた。

この規定に関しては、国会審議中にも売春婦が抗議デモを行ったと伝えられている。当初6か月の拘禁刑であったものが、左派勢力が、多くの売春婦が人身取引等の犠牲者であることを主張し、2か月の拘禁刑に減刑することで、政府側が譲歩した。内相もパリにおける売春婦の約70%、地方における売春婦の約50%が東欧諸国などからの不法滞在者であり、その多くが人身取引の犠牲者であることを認めている。

外国人売春婦に関しては、原則として出身本 国に送還すると規定している。ただし、当該売 春婦が人身取引の犠牲者である場合には、避難 センターに収容し、背後にいる人身取引組織等 を自ら告訴するか、又は裁判において証人とな ることと引き換えに、他の職業に就業できる仮 滞在許可証を発行するとも規定している。

【攻撃的な物乞い】

攻撃的な物乞い又は獰猛な動物を使った物乞いを行った者は、6か月の拘禁刑及び3750ユー

114 外国の立法 219 (2004.2)

ロ(約50万円)の罰金に処す。また、人に物乞い行為をさせ、それを搾取した者は、3年の拘禁刑及び4万5000ユーロ(約590万円)の罰金に処す。さらに未成年者、障害者等々の社会的弱者に物乞いをさせ、搾取した者は、5年の拘禁刑及び7万5000ユーロ(約1000万円)の罰金に処す。これらの行為を組織的に集団が行った場合には、10年の拘禁刑及び150万ユーロ(約2億円)の罰金が科せられる。

【公有地・私有地の占拠】

公有地、私有地を問わず、所有者の許可なく 野営し、そこに住みつく行為は、家族を含めて 6か月の拘禁刑及び3750ユーロ(約50万円)の罰 金が科せられる。車は没収され、自動車免許証 は取り消される。

ジプシー集団をはじめとする放浪者の不法定 住を締め出す狙いがあるとみられている。

【空家の不法占拠】

所有者の同意なしに、第三者を空家に住まわせ、暴利を得る者は、1年の拘禁刑及び1万5000 ユーロ(約200万円)の罰金に処す。

報道によれば、フランスには、空家を狙って、そこに不法移民、売春婦等の社会的弱者を詰め込んで住まわせ、不当な暴利を貪る悪徳業者(marchands de sommeil)が横行しているという。組織犯罪の資金源となり得るこうした不法業者を締め出すことを目指す規定である。

【公の秩序及び平穏の維持】

バーなどが大音響の音楽を鳴らし、公共の秩序、安全及び平穏を乱す行為に対しては、最高3か月の営業停止処分を科す。戸外の屋台などにも同様の措置が適用される。

【若者による建物の占拠】

建物のホール、エレヴェーターなどの共有ス

ペースに若者が集合することには、2か月の拘禁刑が科される。建物の居住者の通行を妨げ、暴力又は脅迫の行為が伴う場合には、これに3750ユーロ(約50万円)の罰金刑が加重される。

近年、郊外の低家賃公営住宅(HLM)のホールなどが非行少年の溜まり場となり、治安悪化の温床となっている。都市周辺の荒廃が大きな社会問題となっていた。これまでも警察官が取り締まることはできたが、罰則規定がなかった。

【フーリガンの規制】

スポーツ・スタジアム又はその周辺で暴力行為を伴う騒擾事件を引き起こした前歴のある者は、競技が行われているスタジアム及びその周辺に近づくことが禁止される。違反者は、2年の拘禁刑及び3万ユーロ(約200万円)の罰金に処す。

いわゆるフーリガンの規制であるが、2003年 1月、国会でこの法案の審議中に、ニースでこうした事件が起き、急遽この規定が挿入された。 与野党ともこの条文には全会一致で賛成した。

6 法律の成果

サルコジ法は、2003年3月19日に官報で公示された。4月、5月、パリ首都圏(イル・ド・フランス州)における犯罪が大幅に減少していることはすでに報じられていたが、7月4日、サルコジ内相とパリ警視総監が、首都圏における2003年上半期の犯罪統計を発表した。

それによると、2003年1月から6月の半年間に発生した首都圏における犯罪発生件数は、過去15年間のうち最も低い「歴史的記録」を達成したという。前年同期比で主な数字を挙げると、自動車の盗難が23.6%減、押し込み強盗が22.87%減、暴力を伴う路上窃盗が12.9%減等々である。さらにパリ市内(20区全域)での公共物の破壊行為が11.6%減、地下鉄、国鉄及び首都圏高速鉄道網(RER)内における犯罪が12%

以上減少した。パリ警視総監は、首都圏における半年間の犯罪が全体として9.12%減少したこと、また、事件解決件数が12.5%増加し、留置件数が16.2%増加したこと、さらに起訴に持ち込んだ件数が11.9%増加したことを強調した。

サルコジ内相は、「犯罪と治安の悪化は不可避の宿命ではない」と言明し、秋から首都圏における治安体制をさらに強化し、断固として犯罪を押さえ込む決意を表明した。

9月24日、内相は、4000人の治安関係者を前にして、パリ首都圏(イル・ド・フランス州内8県)において、減少したとはいえ、地下鉄、国鉄及び首都圏高速鉄道網における犯罪発生件数が多く、鉄道利用者に恐怖感が根強くあることをあげ、関係者を叱咤激励した。10月2日、内相は、警察、憲兵隊、国鉄及びパリ市交通営団の4者で構成する州内鉄道警察(SRPT)の本部をパリ市交通営団本社に設置する開所式に出席し、4者がばらばらに行っていた鉄道警察業務を一元化し、相互の緊密な連携・協力のもとに行うことを表明した。

これまで、全体で1日50回のパトロールを行っていたものを、24時間体制で90回に増やし、2004年初頭には、治安部隊をさらに200名増強し、1日160回にして、深夜、早朝でも誰もが安心して公共鉄道を利用できる体制をとる、と(注20)いう。

以上はパリ首都圏の話であるが、内務省サイトに発表されている月々の犯罪統計を見ると、2003年1月から10月までの10か月間に、国家警察及び国家憲兵隊のいずれにおいても、全国的に犯罪発生率(前年同月比)が減少していることがわかる。

サルコジ法の施行以前から犯罪が減少しているのは、LOPSIによる治安部隊の増強が1月から始まったことに加え、罰則の厳しいこの法案の国会審議が年初からマスコミを賑わした結果であると思われる。

(注)

- (1) 2002年7月11日の臨時議会下院でのサルコジ内相 の演説より。
 - http://www.assemblee-nationale.fr/12/projets/ pl0036.asp> (last access 2003.11.10)
- (2) 「無罪推定法」(Loi no 2000-516 du 15 juin 2000 renforcant la protection de la présomption d'innocence et les droits des victimes):2000年 6 月、事件の容疑者の権利を保護する目的で制定された法律。当時の法相エリザベート・ギグーの名を冠してギグー法と呼ばれる。しかし、一旦釈放された犯罪容疑者が再犯、累犯を重ねる例が激増し、世間の不満を買ったため、2002年 3 月、同法は一部改正された。
 (Loi n° 2002-307 du 4 mars 2002 complétant la loi

(Loi n° 2002-307 du 4 mars 2002 complétant la loi n° 2000-516 du 15 juin 2000 renforçant la protection de la présomption d'innocence et les droits des victimes)

- (3) ○首相官邸サイト「治安強化のための措置」 (Mesures et chantiers pour renforcer la sécurité): http://www.premier-ministre.gouv.fr/fr/p.cfm?ref=33576
 - ○「内務・治安・地方の自由大臣の職権に関する 2002年 5 月15日のデクレ第2002-889号」(Décret n° 2002-889 du 15 mai 2002 relatif aux attributions du ministre de l'intérieur, de la sécurité intérieure et des libertés locales):フランス政府法令サイト Legifrance より検索http://www.legifrance.gouv.fr/
- (4) 首相官邸サイト「国内治安評議会」(Conseil de sécurité intérieur:composition et missions):
 <http://www.premier-ministre.gouv.fr/fr/p.cfm?
 ref=33920> (last access 2003.11.10)
- (5) フランスでは警察制度が大きく二つに分かれている。内務省が管轄する国家警察(Police nationale)と国防省が管轄する国家憲兵隊(Gendarmerie nationale)である。国家憲兵隊は国防組織の一翼を担っているが、国家警察の業務とほぼ同じである。国家警察は人口1万人以上のコンミューン(市町村)、

116 外国の立法 219 (2004.2)

国家憲兵隊は1万人未満のコンミューンを担当する。伝統的に両者の対抗意識が強く、広域犯罪捜査などに支障を来たすことがしばしばあり、両者の統合も夙に提言されている。

- (6) 注(3)に同じ。
- (7) テロに対する警戒計画 (Plan Vigipirate):米国における9.11同時多発テロの発生直後、ジョスパン前政権が、警察、憲兵隊、軍を総動員して発動した全国的な対テロ警戒作戦。その後アフガン戦争を契機にこの警戒計画はさらに強化されている。詳しくは『主要国における緊急事態への対処:総合調査報告書』(調査資料:2003-1)国立国会図書館調査及び立法考査局、2003.6、pp.108-109 (IV「テロ対策」の4.フランスの項)を参照のこと。
- (8) 首相官邸サイト「一般施政方針演説」(Déclaration de politique générale):
 - http://www.premier-ministre.gouv.fr/fr/p.cfm? ref=34601&d=241> (last access 2003.11.7)
- (9) 下院「国内治安に関する指針及び計画法案(下院 2002年7月11日配布資料 no.36)」(Projet de loi d' orientation et de programmation sur la sécuirté intérieure):<http://www.assemblee-nationale. fr/12/projets/p10036.asp>(last access 2003.11.7)
- (II) サルコジ内相によれば、以上のほかに、労働時間短 縮等のための臨時雇用も考えており、実質1万8千 人の増員になるという。
- (II) Loi n° 2002-1094 du 29 août 2002 d'orientation et de programmation pour la sécurité intérieure: フ ランス政府法令サイト Legifranceより検索: < http://www.legifrance.gouv.fr/>
- (12) 首相官邸サイト:
 - ○閣議報告 (2002.10.23) 「国内治安のための法案」 (Projet de loi pour la sécurité intérieure)
 - <a href="mailto:/www.premier-ministre.gouv.fr/fr/p.cfm? ref=36407> (last access 2003.11.7)
 - ○「国内治安のための法案:安全、基本的人権、自由の根元の回復」(Projet de loi pour la sécurité intér-

- ieure: "rétablir la sécurité, droit fondamental et première des libertés") http://www.premier-ministre.gouv.fr/fr/p.cfm?ref=36397 (last access 2003.11.7)
- (13) 田園監視員 (gardes champêtre):市長村長の任命 する更員で、田畑・作物・狩猟等を監視し、司法警察 職員の資格で犯罪を捜索し、公安の維持を任務とす る。

(山口俊夫編『フランス法事典』東京大学出版会、 2002.3)

- (14) 2003年1月14日、下院におけるサルコジ内相の演説 (Projet de loi pour la Sécurité intérieure (LPSI) —Intervention de M.Nicola Sarkozy, Assemblée nationale, 14 janvier 2003): フランス内務省サイト < http://www.interieur.gouv.fr/rubriques/c/c1_le_ministre/c13_discours/2003_01_15_assemblee_plsi > (last access2003.10.29)
- (15) 緊急性の宣言(déclaration d'urgence):国会の立法手続において、首相が緊急と認めた場合、両院の1回の読会を行っただけで、両院同数合同委員会(Commission mixte paritaire)の開催を要求し、妥協案を作成させることができる。委員会は上下両院各7名の議員から構成される。委員会で妥協案が成立し、政府が受諾した場合には、妥協案について再び両院で審議され、可決されれば法案は成立する。妥協案が成立しなかった場合又は妥協案が本会議で否決された場合には、憲法第45条第4項に基づき下院にのみ最終議決権が与えられる。
- (16) Loi n° 2003-239 du 18 mars 2003 pour la sécurité intérieure
- フランス官報サイトより検索: <http://www.legi-france.gouv.fr/html/index2.html>
- (17) Loi no 2001-1062 du 15 novembre 2001 relative à la sécurité quotidienne フランス官報サイトより検索: http://www.legifrance.gouv.fr/html/index2.html
 - ○門彬「非行対策法からテロ対策法へ:『日常生活の 安全法』成立」『外国の立法』211号、2002.2

ドイツ

- (18) Le monde 2003.1.16
- (19) Figaro 2003.5.20, 6.4, 7.5
- (20) Figaro 2003.10.3
- ②1) 内務省サイトより、統計「2003年における確定された犯罪の伸び率」(Evolution de la criminalité constatée en 2003):<http://www.interieur.gouv.fr/rubriques/a/a3_statistiques/a31_criminalite/2003_evolution_criminalite>(last access 2003.11.17)

(参考文献)(注で記したものは除く)

- (1) 首相官邸サイト:
 - ○「国内治安のための法案|

(Projet de loi pour la sécurité intérieure) :

- http://www.premier-ministre.gouv.fr/fr/p.cfm?
 ref=36417> (last access 2003.11.7)
- ○「国内治安のための法案:主な進展」 (Suivi de loi pour la sécurité intérieure: principales évolutions):
- http://www.premier-ministre.gouv.fr/fr/p.cfm?

 ref=37917>

(last access 2003.11.12)

- (2) 内務省サイト「自由の根元たる安全:LPSI に関する12の質疑応答」(La sécurité, première des libertés:LPSI en 12 questions/12 réponses): <http://www.interieur.gouv.fr/rubriques/c/c3_police_nationale/c31_actualites/2003_01_14_SI_AN > (last access 2003.11.10)
- (3) 上院サイト「国内治安のための法律」
 (LOI POUR LA SÉCURITÉ INTÉRIEURE): < http://www.senat.fr/dossierleg/pjl02-030.html> (last access 2003.11.7)
- (4) 下院サイト「国内治安のための法律」 (LOI POUR LA SÉCURITÉ INTÉRIEURE): < http://www.assemblee-nationale.fr/12/dossiers/ securite-interieure.asp> (last access 2003.10.31)
- (5) Le monde 2002.5.30, 7.11, 7.16, 7.18, 2003.2.14
- (6) Figaro 2002.7.10, 2003.1.31, 2.18

(かど あきら・海外立法情報調査室)

【短信:ドイツ】

軍隊の国外出動に関する立法動向

渡邉 斉志

近時我が国では、政府が、自衛隊の海外派遣について規律した恒久法の制定に前向きな姿勢を示しているが、期せずして、ドイツにおいても同様の法律の制定をめぐる議論が活発化している。そこで、以下では、この問題についてのドイツの近況を紹介する。

また、ドイツ連邦政府は、国外に派遣した軍隊の安全を確保するための法整備にも着手しているので、これについても併せて紹介する。

1. 軍隊の国外出動について規律した法律の制定

論点

東西冷戦の時代、西ドイツ政府は、北大西洋条約機構(NATO)加盟国域外への軍隊の出動は違憲であるとの解釈を採っていた。しかし、有権解釈は存在せず、様々な学説が唱えられていた。その後、1990年代に入り、湾岸戦争、ユーゴスラビア内戦、ソマリア内戦等、国際社会の